

3 遺言

法律の定める方式により自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言などがあります。
遺言がない場合には、法定相続となります。

① 遺言書の有無

☐ 有（方式

：作成年月日 年 月 日）

※書きかえた場合、最新の日付けのものが有効となります

☐ 無

② 遺言書の保管場所

具体的に・・・

遺言の方式（普通方式）

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
ポイント	本人が遺言内容を書いて日付け氏名を自書（全文自筆で書く。パソコンは無効）する。押印（実印ではなく三文判でも拇印でもよい）が必要。家庭裁判所の検認手続きが必要。	公証役場で2人以上の証人（①未成年、②受遺者及びその配偶者並びに直系血族、③公証人の配偶者・四親等以内の親族、書記及び雇い人は除く）の立ち会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成。そのあとで遺言者と証人に読み聞かせて署名・押印し、公証役場で20年保管。	遺言者の自筆はもちろん、代理人による代筆やパソコンでも有効。遺言者が証書に署名・押印のうえ封印。封印されたものを公証人と2人以上の証人の前に提出し、公証人に自分の遺言であること、それを書いた者の住所、氏名を述べたあと、公証人が封書提出日と遺言者の口述内容を封筒の表に記録。そこに遺言者、証人、公証人が署名・押印。そしてしかるべき人に保管を依頼。
長所	証人が不要なので、だれにも知られず自分だけでいつでも作成あるいは変更できる。	遺言者が出向けないときは公証人に来てもらえる。 書式不備がない。 偽造、変造、紛失がない。	遺言内容を他人が見ることができないので、公正証書遺言よりも秘密性が高い。
短所	自分の遺言についての知識だけで書くため、書式の不備や内容が不明確になりがち。そのため後日、相続人の間でトラブルになったり、遺言自体が無効になる危険性もある。 遺言書を偶然見つけた利害関係者に偽造、変造、破棄、隠匿される危険性がある。	証人が必要なので、そこから秘密のもれる可能性がある。費用がかかる（公証人手数料は財産の評価額によって異なる。）	遺言内容の秘密は守られるが、存在を知る人がいるため自筆証書遺言に比べれば秘密性は低くなる場合もある。
注意点	保管場所にも留意が必要で、弁護士や貸金庫に預けるのも一案。加除・変更するときは、その部分に線を引いて書き直した上で押印する。そして「第〇条加入10字、削除15字」というように、変更箇所を欄外に書き、署名する。	入院中など遺言者が出向けないときは、日当を払って（規定料金の5割増し）公証人を自宅や病院に呼んでつくることもできる。	封筒は、遺言者の署名の下に押印したものと、同一の印章で封印しなければならない。